

5. 日本銀行法の改正論議 ——日本銀行の中立性——

(1) 金融制度調査会の審議経過

中央銀行制度審議開始に至る経過

すでに述べたように、「日本銀行法」は太平洋戦争下の昭和17年（1942年）に制定されたものであり、そのためかなり国家統制色の濃いものであったから、戦後いち早くその改正が問題となったのは当然であった。実際にも昭和20年代を通じて日本銀行制度の改革はしばしば企てられたが、その多くは具体化することなく、実現をみた重要な改革は、わずかに昭和24年の政策委員会の設置のみであった。

ところで昭和30年1月、一万田大蔵大臣は、第21回国会の財政演説の中で、「日本銀行法」の改正を検討したいと述べた。⁽¹⁾前述のように、政府は翌31年6月、金融制度調査会を発足させたが、日本銀行制度の全面的検討は同会の検討テーマとして当初から予定されていた。金融制度調査会は準備預金制度の創設および預金者保護、中小企業金融に関する問題をとり上げた後、昭和32年8月から、日本銀行制度の全面的検討に入った。当時（32年8月1日現在）の金融制度調査会委員は臨時委員を含め次の25名で、会長は渋沢敬三であった。⁽²⁾

1. 金融（8名）

日本銀行副総裁	井 上 敏 夫
全国銀行協会連合会会长	酒 井 杏之助
大阪銀行協会会长	渡 辺 忠 雄
日本興業銀行頭取	川 北 穎 一
全国地方銀行協会会长	亀 山 茂
全国相互銀行協会会长	上 山 英 三
信託協会会长	林 賢 材

第4章 金融政策の復活

日本証券業協会連合会会長 小 池 厚之助

2. 産業（5名）

経済団体連合会会長 石 坂 泰 三

日本商工会議所会頭 足 立 正

大阪商工会議所会頭 杉 道 助

湯 河 元 威

大阪府中小企業等協同組合
中央会会长 藤 原 楠之助

3. 学識経験者（7名）

渋 沢 敬 三

舟 山 正 吉

中 山 伊知郎

佐々部 晩 穂

円城寺 次 郎

土 屋 清

稻 葉 秀 三

4. 臨時委員（5名）

農林中央金庫理事長 楠 見 義 男

商工組合中央金庫理事長 村 瀬 直 養

全国信用金庫協会会长 志 津 義 雄

神戸大学教授 新 庄 博

名古屋大学教授 塩野谷 九十九

なお本行は昭和30年1月の一万田蔵相の財政演説をうけて、高梨壯夫理事ほか数名のメンバーで、内々「日本銀行法」改正問題の検討に入ったが、その後金融制度調査会が本格的にこの問題をとり上げる情勢となったので、昭和32年1月、事務改善調査室（次章参照）を特別審議室と改称し、従来の事務改善事務のほか、「日本銀行法」改正、金融制度調査会関係事務を分担させることになった。

専門委員会の作業

金融制度調査会は昭和32年8月5日、日本銀行制度の審議を開始するに当たり、まず専門委員会を設け、中央銀行制度に関する諸資料の収集作成にあたらせることにした。この専門委員会は大蔵省・本行・市中銀行の次のメンバーによつて構成され、⁽³⁾その第1回会合は9月20日に開かれた。

大蔵省 下村 治 (財務調査官)

中尾博之 (主計局総務課長)

澄田智 (理財局総務課長)

小島要太郎 (為替局総務課長)

日本銀行 松本重雄 (特別審議室長)

織田定信 (調査局長)

市中銀行 塩田仁 (第一銀行調査部長)

小野田清 (日本興業銀行調査部長)

専門委員会は3回開かれ、大蔵省提出の次の3資料につき検討修正したうえ、これらを昭和32年10月23日の第2回金融制度調査会に提出した。

イ、中央銀行制度に関する問題点

ロ、金融政策について

ハ、中央銀行について

これらの資料はいずれも具体的な日本銀行制度の問題について触れたものではない。それはわが国に理想的な中央銀行制度を樹立するため、中央銀行とは何をなすべきものか、中央銀行の金融政策と政府の経済政策との関係をいかに考えるかといった、基本的な点を明らかにしようとしたものであった。

これらのうち第1の「中央銀行制度に関する問題点」においては、①中央銀行の目的、②通貨信用の調節について、③中央銀行の中立性について、④政府と中央銀行の関係、⑤通貨制度、⑥資本、⑦役員制度、⑧業務、⑨経理・納付金、⑩監理官制度、⑪その他の11項目を問題点として挙げていた。ただしこれらのうち⑪は当初案にはなかった項目であるが、市中銀行側の要望によって入れたもので、その内容は通貨信用の調節を有効ならしめる条件整備として何をなすべきか

という問題提起であった。第2の「金融政策について」は金融政策をどのように定義するかという問題を扱ったものであった。この資料は「金融政策」という場合、これを広義に解することもあれば、狭義に解することもあるとし、前者では通貨信用の量的規制のほか市中金利の規制、質的（ないし選択的）金融規制、政府金融機関等を通ずる政策金融、場合によっては金融制度面に関する政策を含み、また後者では中央銀行が主として公定歩合（ないし貸出）政策、公開市場操作、準備率操作によって行う通貨信用の調節だけを指すと述べている。さらに「通貨信用の調節を行う政策として、以上の金融政策のほか、財政政策と為替政策があり、これらを一括して、統一的な政策とする見方がある」とした。この金融政策の定義は、実は経済政策の統一性、金融政策の中立性にかかわる重要な論点を含むもので、後にみると、金融制度調査会論議の中で、最も激しい対立に発展したものであった。第3の「中央銀行について」では各国中央銀行の目的・機能・政策手段について標準的な諸点を指摘したものであった。

以上のように専門委員会の作業は、金融制度調査会における本格的審議に備える準備作業であったが、それにもかかわらず実際にはこの段階で、すでに本行と大蔵省との考え方の相違は明白となり、委員会の意見はなかなか一致しなかった。しかし金融制度調査会の審議日程の関係もあり、専門委員会はやむなく妥協⁽⁴⁾して資料をまとめたといわれている。

特別委員会と常時企画委員会

これらの専門委員会作成資料は、前述のように金融制度調査会に提出されたが、渋沢会長は以上のような専門委員会の状況から、今後の審議を円滑に進めるためには、審議機構の再編成が必要であると考え、昭和32年12月17日の金融制度調査会において、特別委員会および常時企画委員会を設けることが決定された。常時企画委員会は頻繁に会合を開き、基礎資料の収集、研究、作成を行い、検討した資料を特別委員会へ提出することを任務とし、他方特別委員会はそれら提出された資料を検討し、検討の結果を調査会に付議することを任務とした。

特別委員会は正式には、「中央銀行制度特別委員会」と呼ばれ、そのメンバー

は次の17名（昭和33年2月末現在）で、このうち○印を付した6名で常時企画委員会が構成された。⁽⁵⁾

○渋 沢 敬 三	○高 田 保 馬	○大 島 堅 造
○稻 葉 秀 三	○新 庄 博	○塩野谷 九十九
井 上 敏 夫	酒 井 杏之助	湯 川 元 威
舟 山 正 吉	高 橋 泰 藏	円城寺 次 郎
土 屋 清	村 瀬 直 養	岸 喜二雄
田 中 二 郎	鈴 木 武 雄	

両委員会は昭和33年2月に発足し、中央銀行制度問題に関する本格的検討が開始された。当時、松本重雄本行特別審議室長から各地支店長にあてた書信（昭和33年2月8日付）は、以上のような金融制度調査会の活動開始に期待をこめて「日銀法問題も漸く本格的な検討に入るわけであり、これによりわが国に於ても英國のマクミラン報告とか米国のパットマン報告のような権威ある報告がこの常時企画委員会で生れることが期待されます」と述べている。

常時企画委員会は、まず①わが国中央銀行制度に関する問題点の解明、②それに関する学説、立法例等の整理、③各国の中央銀行制度に関する資料の収集等に当たったが、こうした作業経過の中で次の資料が作成された。

イ、日本銀行法逐条問題点

ロ、「中央銀行制度に関する問題点」注解表

ハ、各国の中央銀行制度（一覧表）

ニ、金融制度調査会の概要（国内・国外）

以上のうちイ、ロ、は大蔵省・日本銀行両事務当局が作成したものを、委員会において調整し一本化をはかったもの、ハ、は本行調査局が、またニ、は本行特別審議室がそれぞれ作成したものであった。

このうち「ロ、『中央銀行制度に関する問題点』注解表」は、前述の専門委員会作成の「中央銀行制度に関する問題点」の各項目について、学説・各種の見解・各国の事例等、問題点を解明するための詳しい資料を付加したもので、この中には大蔵省や本行の意見も含まれていたが、常時企画委員会では中央銀行制度

に関する大蔵省・本行の包括的な意見を聴取しようということから、下村・松本両専門委員に意見書の提出を求めた。こうして昭和33年5月、両委員からそれぞれ意見書が提出された。これらの意見書は一般に「下村意見書」、「松本意見書」と呼ばれたが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

下村治「日本銀行法改正問題に関する中央銀行制度の基本問題について」⁽⁸⁾

金本位制度停止以来、日本銀行券は国の貨幣高権の発動として発行されるものとなり、したがってその価値を維持する最終責任は政府にある。また、中央銀行が通貨の管理に任ずるといつても、管理通貨制の下での通貨管理は、国の経済政策のさまざまな目標遂行上の有力な武器であり、中央銀行の行動は、政府の経済政策あるいは財政金融政策に即応したものでなければならない。経済政策の統一性保持のためには、中央銀行を政府の最終的統制下におくべきであり、この点から現行日本銀行法の建前はむしろ是認されるべきである。

松本重雄「中央銀行制度に関する意見書」⁽⁹⁾

国民経済の長期にわたる健全な発展のためには、通貨価値の安定が不可欠の前提であるが、現実には通貨価値の安定が当面の要求から犠牲にされた例が多く、将来もその可能性は少なくない。内外の歴史的教訓に照して、統一性が間違った方向に發揮されると、独裁政治の例のように弊害は大きい。したがって、政府と中央銀行との関係は、チェック・アンド・バランスの考え方でゆくのが、結局は全体として間違いを少なくし、国の発展に資するゆえんである。金融政策の中立性およびこれと相表裏する中央銀行の独立性は、通貨価値の安定という目的の面からも、また高度の技術性を必要とする政策手段の弾力的運用という面からも必要である。

以上のように両意見書は、中央銀行の望ましい在り方についての考え方が基本的に相違していることを示すものであった。それは金融政策の中立性、中央銀行の独立性をめぐる基本的理念の対立であり、この論争はその後、金融制度調査会だけでなく、学界・言論界等においても中央銀行制度論議の中心的テーマとなつた。

當時企画委員会は昭和33年6月以降、中央銀行制度のあるべき姿をめぐる一般的、基本的問題の検討に入った。すなわち同委員会は高田・大島・新庄・塩野谷の各委員から、中央銀行の目的、通貨信用の調節、中央銀行の中立性、政府との

関係、政策委員会等の基本的問題について意見書の提出を受け、同年7月から10月にかけてそれらについて討議したうえ、塩野谷委員がそれら意見書の総合調整を行い、「中央銀行制度の基本問題に関する覚書(案)」と題して報告書を作成した。⁽¹⁰⁾ その基本的考え方は次のようなものであった。

中央銀行の通貨政策は、究極的には経済の安定および発展を目標とするが、その目標は何よりもまず通貨政策が通貨価値の安定を維持しうるように運営されることによって達成される。中央銀行の金融政策が上記究極目標をもつ意味で経済政策一般と高次の統一性を保ちながら、しかもこれを通貨価値安定を脅かすような政治的勢力から解放するとともに、中央銀行の臨機の自主的行動を認めることが必要である。このような中央銀行の相対的中立性維持のために、主要金融政策の決定権は政策委員会にゆだね、政府はその構成員の任命権と政策決定に対する議決延期請求権または再審議請求権を留保すればよい。

さらに當時企画委員会は、「中央銀行制度の検討を経済の背景とより効果的に結びつけて行うために」⁽¹²⁾、戦後わが国経済の発展過程において財政・金融政策の演じた役割についての検討を行うことになった。そしてまず大蔵省および本行が、この問題に関し次のような報告書を作成して、昭和33年11月、當時企画委員会で説明を行った。

大蔵省大臣官房調査課

「終戦後のわが国における財政金融の推移（第一次試案）」⁽¹³⁾

日本銀行調査局

「戦後におけるわが国経済の発展過程とその問題点（第一次試案）」⁽¹⁴⁾

この二つの報告は、同じ時期を分析の対象としながら、そのトーンはかなり異なったものであった。すなわち後者は、戦後の景気変動に対する財政金融政策のかかりあいを分析し、これを批判したのに対し、前者は戦後の景気変動がわが国経済の体質そのものに由来するものであるという点を強調していた。そこで新庄委員が新たに第三者としての立場から両報告を参考として、「戦後におけるわが国の財政・金融とその問題点」を執筆した。これは戦後の財政金融の在り方につき歴史的な観点から反省を行い、それに基づいていくつかの問題点を掲げたもの

であるが、その中で次のような趣旨の指摘が行われているのが注目される。⁽¹⁵⁾

戦後においては、経済成長が重視されるあまり、とかく通貨価値の安定が軽視された。今後は通貨価値の安定を条件として、その下で可能な最大成長をはかるようにすべきである。通貨政策の主体である日本銀行が期待されたほど機動的に動かなかったのは、折角の政策委員会が現行法の理念に制約されたり、財政の影響をうけたりなどしたためであった。政府の立場は必ずしも通貨価値の安定に徹しえないものであるから、この目的達成に必要なすべての手段は中央銀行に管理させるのが妥当である。

以上のような常時企画委員会の調査活動とともに、昭和33年6月、特別委員会においても独自にわが国金融の実態について調査を進め、それに基づいて日本銀行制度を検討することになった。そして同年8月以降、特別委員会は、公定歩合政策、公開市場操作、政府と中央銀行との関係など8項目について、項目別にそれぞれ関係者から説明を聴取し、それに対して質疑応答を行うという形で審議を行った。

このような特別委員会における実態調査のための審議は昭和33年末をもって一応終了したが、なお不十分な点については、後述の小委員会で、さらに深く研究されることになった。

小委員会の設置とその活動

中央銀行制度をめぐって金融制度調査会が検討の対象とした項目は極めて広範なものであったが、常時企画委員会や特別委員会の審議が進むにつれて、だいに問題の焦点が明確化されるとともに、そうした問題についてはいっそう掘り下げた検討の必要が感じられるようになった。そこで金融制度調査会は、それらの問題については小委員会を設けて検討を進めることにした。まず昭和33年9月、実態調査小委員会が、さらに翌34年に入って1月に発券制度小委員会、3月に法律問題小委員会が設置された。

イ、実態調査小委員会

戦後経済の発展に対する財政・金融政策の役割や戦後金融の実態について常時企画委員会と特別委員会で検討が行われてきたが、特別委員会はその審議の過程

で、昭和33年9月、本行の金融政策運営の実態について調査報告を作成するための専門委員会を設置することを決定した。この専門委員会は「実態調査専門委員会」と呼ばれ、その委員には渋沢会長の指名により、特別委員会委員の中から舟山正吉⁽¹⁶⁾、土屋清、円城寺次郎、稻葉秀三の4名が選ばれた（なお小委員長には舟山が選ばれたので、この専門委員会は「舟山専門委員会」とも呼ばれた）。

この専門委員会の問題意識は、①日本銀行の金融政策はどれほどの効果があったか、②その効果が十分でなかったとすれば、その原因は中央銀行制度自体に内在するものであったのか、あるいはその運営に問題があったのか、それともその政策に対する外部の受け入れ体制が整っていなかったことにあるのか、といった点にあった。専門委員会はこうした問題意識のもとに、日本銀行の政策委員会・執行役員の活動状況、窓口指導・高率適用制度の運用状況、日本銀行の経理の状況、証券市場・外国為替・国庫収支・金融取引・産業資金等の諸問題について、各方面から事情の説明を受けるとともに意見を聴取した。

こうした調査の結果について、専門委員会は昭和33年12月12日の特別委員会において中間報告を行い、翌34年3月18日付で、その最終報告を作成した。この報告は「日本銀行を中心とする戦後金融の実態調査」と題し、「第1部 日本銀行の信用調整」（土屋委員執筆）、「第2部 日本銀行の組織」（円城寺委員執筆）、「第3部 日本銀行の資本と経理」（稻葉委員執筆）の3部から成るもので、その内容は金融制度調査会の最終答申に最も強い影響を与えたものとして注目を要するものであった。

その要点をごく簡単に紹介すると、まず第1部においては本行の金融政策運営の実情、とくに政策発動をめぐる政府と本行との関係に焦点があてられていた。これは中央銀行制度論議の中で論議が最も白熱した、いわゆる「中央銀行の中立性」問題と密接に関連するものであった。すなわちこの報告は戦後しばしば繰り返されたインフレーションと外貨危機の背景と、これに対する政策運営の実情を詳細に調査・分析したうえで、「若干の結論的感想」として、「日銀の政策が適時適切に行われたならば、この間にあつても経済変動の幅を最少限度に止め、相当程度信用調整の実をあげることも出来なくはなかつたであろう」とした。そして

政策が適切さを欠いたことについては政府・本行の双方にその原因があるとし、この点について一方で「大蔵省は日銀に対して権限を附与したる以上、その範囲内においては極力日銀の自主性を尊重し、細かい干渉や威圧を加えないよう努力すべきである」としたが、他方本行の態度についても次のように極めて手厳しい苦言を呈した。⁽¹⁹⁾

⁽²⁰⁾

今後日銀がその使命を達成するためには何よりも日銀が通貨価値の安定に熱意をもつとともに、その熱意を現実に具体化するため、必要な場合にはその権限にもとづいて断乎として政策を推進する責任感に徹しなければならない。日銀は常に通貨価値の安定とか、中央銀行の中立性堅持を口にするが、果して行動においてその通りのことを行つているかどうかは、自ら深く反省する必要があろう。……日銀は現在公定歩合の操作については完全な権限を与えられておるが、それにも拘らず自己の主張通りに行動しなかつたということになると、今後法律上いかに中立性を日銀に確保しても、結果的にはそれが実現し得ないということになり、法律上の規定そのものが無意味になるおそれも感ぜられる。

次に第2部においては政策決定機関の在り方に大きな関心が寄せられていた。したがって、この報告では政策委員会について、それが設置された経緯、運営の実情、外部の意見等を検討した後、政策委員会設置の背景にあった政策決定機関の民主化という考え方に対する賛成しつつも、政策についての意思決定機関とその執行部とを分離する方式に対しては、「わが国では十分に効果を挙げないのでないかと思われる」と疑問を呈し、両者を合体した「運営委員会（仮称）」を置くことを提案した。⁽²¹⁾ この運営委員会の構想はおおむね次のようなものであった。

- (イ) 運営委員会は日本銀行の最高機関であって、政策の決定のみならず業務の執行をも総括する。
- (ロ) 運営委員会は総裁および5名程度の委員をもって構成する。
- (ハ) 運営委員会委員のうち、2名は日本銀行職員から、3名は民間から選任する。民間からの選任に当たっては金融・産業・経済一般に学識経験あるものをもってこれに充てることとし、各界の利益代表的色彩を持たせないようにしなければならない。

(=) 運営委員会の重要政策の審議・決定の会議にはオブザーバーとして大蔵省および経済企画庁の次官級の出席を求める（ただし議決権は有しない）。

第3部においては、まず本行の資本金をどうするかという問題をとり上げ、これについては、①現状維持（過半を政府出資、一部を民間出資）、②国有化、③全額民間出資、④無資本という考え方を検討したが、結局「一致した結論をまとめるに至らなかつた」と述べている。⁽²²⁾さらに第3部は本行の経理・納付金制度についてその実情を検討しているが、その基本的考え方として次のように述べてい⁽²³⁾る。

日本銀行の利益の源泉は、銀行券発行の独占という国家から与えられた特権に基くものであるから、利益は原則として国家に帰属すべきものであつて、必要額以上の使用は認められないわけであり、このため納付金制度がとられている。しかし一面日本銀行は、時によつては経費や損失を顧慮することなく、果敢に適切な政策を行う必要があるし、沿革的な事情や各国に共通した中央銀行のあり方にも関連して役職員の所遇等に相当な考慮を払わなければならないのである。

以上のような考え方を念頭におき「結論的感想」として結論を述べているが、その中で経費予算については「経費予算の査定については、現在よりも大綱にとどめることが望ましい」とするとともに、納付金制度については「これを予算の財源と結びつけて考え、財源を捻出しようとして日本銀行の経理を圧迫する等のことが行われてはならない」とした。⁽²⁴⁾そして納付金が財源ねん出の手段として利用されることを避けるために、「納付金は、一旦国債整理基金等の特別会計へ繰り入れることとし、必要があれば、事後にその会計から必要額を一般会計へ繰り入れることとするのも一方法であろう」という注目すべき提案を行っている。⁽²⁵⁾

ロ、発券制度小委員会

わが国の銀行券発行制度をどのように定めるかは、日本銀行制度改革のポイントの一つであるということから、昭和34年1月、発券制度小委員会が発足した。委員には高田保馬（小委員長）、渋沢敬三、大島堅造、稲葉秀三、新庄博、塩野谷九十九、酒井杏之助、高橋泰藏、鈴木武雄の9名が選ばれた。⁽²⁶⁾そしてこの小委員会は1月9日から4月1日まで7回の会議を開き、この間各委員から、最高發

行額制限制度、比例準備制度、保証準備屈伸制限制度等、いろいろな主張が行われ、さらに各委員の間にニュアンスの相違も加わって、論議は容易にまとまらなかつた。そのため、この小委員会は全体として一致した結論を得ることができず、やむなく同年4月8日付で多数意見を取りまとめ、これを中間報告とした。⁽²⁷⁾その内容は「保証準備屈伸制限制度の採用を適當とする」というものであった。⁽²⁸⁾その理由について酒井委員は次のように述べているが、これが小委員会における大方の認識であったように思われる。

この制度によれば、金・外貨の増減に応じて発行限度がその額だけ自動的に増減するので、国際収支が赤字の場合に限外発行という警戒信号が制度の上から明示される利点があるし、他面、保証準備発行限度を弾力的に変更することによつて、その時々における適正通貨量の供給を期し得るからである。

小委員会はその後もさらに会合を重ね、保証準備屈伸制限制度の具体的な内容について検討を続けたが、結局結論を得るに至らなかつた。

ハ、法律問題小委員会

金融制度調査会が昭和31年～32年に準備預金制度について審議した際、準備率決定の権限をめぐって論議が紛糾し、今後予定されている「日本銀行法」改正に関する審議の中で改めて政府と日本銀行の基本的関係につき検討することにされたことはすでに述べたが、この問題を検討するため、金融制度調査会は昭和34年3月法律問題小委員会を発足させた。同委員会の検討課題は具体的には、当時政府が主張していたように、準備率の決定について、日本銀行が大蔵大臣の認可をうけることなく単独で決定する権限をもつことが憲法違反になるかどうかという疑問に答えようとするものであったが、それは一般論としては日本銀行（政策委員会）をどのような性格の機関として考えるか、あるいは憲法との関連において日本銀行（政策委員会）にどの程度までの独立性・中立性を与えることが許されるか、という問題を提起するものであった。

法律問題小委員会の委員には村瀬直養（小委員長）、渋沢敬三、田中二郎、稻葉秀三、井上敏夫、酒井杏之助、舟山正吉の7名が選ばれたが、同委員会はまず参考人として宮沢俊義（東京大学教授）、佐藤達夫（前法制局長官）、鈴木竹雄

(東京大学教授)、佐藤功(成蹊大学教授)の4名を招き、この問題に関する意見を聴取した。その結果、宮沢・鈴木・佐藤(功)各参考人の見解は、日本銀行の業務の性格からいっても、また政府に政策委員に対する任命権がある以上、日本銀行の政府からの独立性は憲法上認められて然るべきであるという点で一致して⁽³⁰⁾いた。ただ佐藤(達)参考人の意見のみは、ややニュアンスを異にし、一般論として「凡そ行政の範囲と認められているものについては、原則として内閣がその仕事を担当し、その責任を負うというのが憲法の建前」という点から、行政委員会的な制度には「気になる点」があるとした。そして本行についても、「行政事務を分担している面」があり、また「金融政策は国の政策と密接な関係」があるという点から、「政府の監督権が強く働くのも無理はないと思う」と現状肯定的な意見を述べた。しかしこの問題を憲法論としてみた場合には、佐藤(達)参考人も、「問題は結局、現行制度から日本銀行の独立性を一步でも強化する方向に進むことが違憲かどうかということになるが、私としては現行日銀法が合憲のギリギリの線で、一步独立性強化の方向に踏出すと違憲になるとはいえないと思う」と、⁽³¹⁾本行の独立性強化が違憲問題を引き起こすという立場を否定した。

その後小委員会は、以上のような参考人の意見ならびに学界における論議を参考にしながら検討を続け、昭和34年4月3日付で小委員会報告をまとめた。その結論は「一面において、事務そのものの内容・性質からいって、政府からの独立性と中立性が要求され、他面においてこれをコントロールする手段が保障されている以上、個々の権限の行使を政策委員会の自主的決定に委ねることにしても、それだけで直ちに違憲のそしりを受けるべきものではないといつてよいであろう」というものであり、さらに本行の準備率設定・変更・廃止については、「政府の認可を要するものとするか、或いはまた、政府に拒否権(再議権)又は実施延期命令権等の具体的監督権限を与えるべきか等の問題」は、「専ら立法政策的見地から決定すべき問題であつて、これらの権限の何れかを政府に認めるものでなければ違憲であるというわけではない」とした。⁽³²⁾⁽³³⁾

答申の起草段階

以上からもある程度明らかなように、當時企画委員会や各小委員会の空気や諸報告は、金融政策の中立性を尊重すべきであるというトーンが強かった。そこで特別委員会では、逆に金融政策の中立性に反対する人の意見も聞こうということになり、昭和34年4月下旬以降、櫛田光男（日本国有鉄道理事、元大蔵省理財局長）等、4名の参考人を招いて、意見を聴取した。さらに本行は後述のように、金融制度調査会委員である井上副総裁名で本行の意見「日本銀行法改正に関する意見」⁽³⁴⁾（いわゆる「井上意見書」、内容については後述）を取りまとめ、これを4月23日の特別委員会に提出するとともに、席上井上副総裁がこれを説明し、その後質疑応答が行われた。また大蔵省側からも谷村裕大臣官房財務調査官等5名が⁽³⁵⁾5月14日・15日の特別委員会に参考人として出席し、意見を述べた。⁽³⁶⁾この間、金融制度調査会の審議が進ちょくするにつれて、学界はじめ各方面の中央銀行制度に対する関心が高まり、新聞・雑誌に多くの論文が発表されたし、各種団体による意見の表明も行われた。

こうして特別委員会は昭和34年5月末以降、取りまとめの段階に入った。まず同委員会は以上の諸報告や各界の意見を参考にしながら、5月27日以降7回の会合で、①中央銀行の目的について、②中央銀行の機能・権限および中央銀行の中立性について、③中央銀行の機関について、④中央銀行の資本・経理について、⑤発券制度についての5項目につきフリー・トーキングを行った後、いよいよ答申の起草に入ることになり、6月26日の特別委員会で起草小委員会が設けられた。小委員会のメンバーは舟山正吉を委員長とし、塩野谷九十九、酒井杏之助、円城寺次郎、土屋清、村瀬直養、鈴木武雄の各委員で、これにオブザーバーとして渋沢会長と稻葉秀三委員が加わることになった。

小委員会の冒頭、渋沢会長、舟山委員から特別委員会における従来の意見にこだわらず案を作成しようという意見が述べられた。

これまで2年近くの歳月をかけ、中央銀行制度に関し、かつて例をみないような広範かつ有意義な調査や論議が重ねられてきたことを考えると、審議の過程で明らかになった多数意見にこだわらずに答申案を起草しようというのは、調査会

そのものの意義を無にするもので、まことに奇異な態度といわざるをえない。このような起草方針をとる理由付けとしては、これまでの特別委員会の論議は政府筋の考え方との間に相当の懸隔があるが、金融制度調査会の答申は政府として実行しうるような内容のものを目指すべきである、という点があげられたようである。⁽³⁷⁾

起草小委員会の作業は、第4回の会合までは比較的順調に進んだが、7月18日の第5回会合において、金融政策の運営に関して本行と政府との間で意見の一致をみることができない場合、政府に命令権（指示権）を認めるか否か（命令権を認めない代わりに政府に議決延期請求権を認める）をめぐって激論が交わされた。当初は命令権支持論と議決延期支持論が相半ばしていたが、その後なんとか妥協しようという雰囲気が生まれ、その内で大勢は政府に命令権を認めるという方向に傾いた。⁽³⁸⁾ そこで、舟山委員に対し日本銀行制度に関する試案の作成が依頼された。

舟山委員による「日本銀行制度要綱試案」は8月13日の起草小委員会（第6回）⁽³⁹⁾に提出された。その主要点を列挙すれば次のようなものであった。

- イ、現存資本金中、民間出資分を消却する。
- ロ、政策委員会を置き、次の11人で構成する。⁽⁴⁰⁾

日本銀行総裁	1人
政府代表（大蔵省及び経済企画庁）	2人
日本銀行副総裁	1人
日本銀行常務理事（仮称）	2人
任命委員	5人

ハ、主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれがあると認める場合は、内閣総理大臣、主務大臣及び日本銀行総裁の間で意見の交換を行った後、日本銀行に対し日本銀行の政策に関し必要な指示をすることができる。

- ニ、銀行券発行については無拘束制をとる。
- ホ、日本銀行の経費予算は主務大臣の認可を受けるものとする。

へ、主務大臣は日本銀行に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

以上のような舟山試案の内容は、後述のように、本行の主張と著しく異なったものであっただけでなく、それまでの金融制度調査会における論議の大体の方向とも食い違う点が多かったので、本行はこれに強く反発した。

舟山試案にはその後若干の修正や注記が加えられたが、その大筋は変えない形で、これが起草小委員会案として9月3日の特別委員会に提出された。

上記の、列挙した要点についての修正としては、ハ、の項目に関し、内閣総理大臣、主務大臣および日本銀行総裁の三者による意見の交換の前に、「その調整に関し日本銀行総裁と話合うも協議の整わない場合は」という条件が挿入され、さらに末尾に主務大臣の指示に関し「ただし日本銀行の運営の理念に反するものであつてはならない」という文言と、指示権が発動された場合には、「日本銀行は国会に対する報告書中に、その経緯を記載しなければならない」という条項が追加された。

特別委員会では、舟山委員による起草小委員会案の説明に先立ち、渋沢会長からこの試案に賛成である旨の意見が表明され、同案に沿って特別委員会の意見をまとめようとする態度が示された。しかし、審議に入るや、谷口委員（本行副総裁）⁽⁴¹⁾が指示権問題を中心に反対意見を述べた（いわゆる「谷口意見書」の一つ、内容は後述）ほか、起草小委員会に参加しなかった委員の意見もこの試案に批判的で、激しく意見が対立し、審議は紛糾した。特別委員会は翌4日にも開かれ、審議が行われたが、こうした状況のなかで同委員会としては、その結論をまとめるために、経済団体連合会および全国銀行協会連合会の意見を聞くことになった。そして、9月10日の特別委員会で経済団体連合会の植村甲午郎副会長および全国銀行協会連合会の堀武芳会長から試案に対する見解が述べられたが、両者の意見はともに試案の線に反対であった。こうした状況から、特別委員会が起草小委員会の試案を基礎として答申案を作成することはほとんど不可能とみられるようになった。

渋沢会長は局面を開拓しようとして、特別委員会の各委員と個別に会い、今後

の審議の進め方を模索した。その結果、起草小委員会に参加したかどうかに関係なく、試案に対する率直な意見を聞くことにし、⁽⁴³⁾10月30日の特別委員会で改めて各委員から試案に対する見解が述べられた。これらの意見を整理すると、指示権を設けること、意思決定機関と執行機関の一本化については反対意見が優勢、資本ならびに発券制度については賛否相半ば、経費予算の認可制については賛成意見が優勢という状況で、試案の線に沿って特別委員会の意見をまとめることが困難な情勢には変化がなかった。

こうして特別委員会において意見の一本化に失敗して以降約5か月間金融制度調査会の審議は中断され、総会はもちろん、各種委員会もいっさい開催されないという異常事態になった。この間渋沢会長はあくまで舟山試案を基本線とし、指示権以外の項目について若干の修正を行ったうえで各委員の意向をとりまとめようとして、同会長を中心に特別委員会の各委員に対する非公式な接触が続けられた。また政府の意見への賛成者、本行の意見への賛成者の間でそれぞれ一本化への工作も進められたが、最終的には特別委員会の各委員の意見の色分けは両者全く相半ばし、一本化は到底無理な情勢であることが明らかになった。そこで指示権問題については両案併記という形で事態の收拾が図られることになり、昭和35年3月31日に再開された特別委員会に渋沢会長から「答申前文」および「日本銀行制度に関する報告書要綱」が提出され、これを審議した結果、前者を「特別委員会報告」に、後者を「日本銀行制度に関する答申要綱案」に改め、これを金融制度調査会に提出することになった。⁽⁴⁴⁾この要綱案は前述の起草小委員会の試案とはかなり異なっていたが、その主な相違は次の諸点であった（以下、答申要綱案を「新案」、起草小委員会試案を「旧案」という）。

- イ、資金金……旧案の国有に対し、新案は無資本とした。
- ロ、政策委員会……新案では、旧案にあった常務理事を廃止し、代わって副総裁を2名とするとともに、任命委員は旧案の5名に対し4名とした。
- ハ、政府との関係……旧案が政府の指示権を認めたのに対し、新案は政府の指示権を認めるA案と議決延期請求権にとどめるB案の2案を併記した。

以上の特別委員会の結論は、4月21日の金融制度調査会の総会に提出された。

ここでも賛否両論の応酬が行われたが、結局前述、特別委員会の「答申要綱案」を無修正のまま「答申要綱」とすることが決定された。またここで「答申」には「説明書」を添付することも決定した。したがって以後、金融制度調査会に残された作業は「説明書」の作成が中心となった。この「説明書」には、「答申」に対する委員の反対意見や委員が特に採録を希望する意見等が織り込まれることになったが、この作成もかなり難航した。しかし昭和35年9月20日の金融制度調査会に「日本銀行制度に関する答申ならびに説明書（案）」が提出され、審議の結果、無修正のまま決定され、同日大蔵大臣に答申された。

答申の全文は後に掲記するが、3年余を費やした日本銀行制度改革に関する審議はここに幕を閉じることになった。それは本行の長い歴史の中でも、最大の時間と労力を費やした中央銀行制度論議であった。その間審議の参考のために作成された資料は、各国中央銀行制度に関する詳細な調査をはじめとして膨大なものであった。その審議に当たった金融制度調査会委員はもちろん、その審議を助けた本行や大蔵省の関係者の努力も並々ならぬものがあった。しかし審議過程における意見の対立は激しく、とくに中央銀行と政府の関係については結局明確な結論を出すことができなかつたため、両論併記の形をとることになり、その結果審議の成果を織り込んだ法案の作成という段階にまで進むことができず、いわば中途半端な形で終結せざるをえなかったのは残念なことであった。

- (1) 大蔵省印刷局編『大蔵大臣財政演説集』同局、昭和47年、720ページ。
- (2) 金融制度研究会編『金融制度調査会答申集』（「金融制度調査会資料」別巻）、金融財政事情研究会、昭和45年、280ページ、284ページ。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) 日本銀行保有資料。
- (5) 同上資料および大蔵省銀行局編『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』大蔵省印刷局、昭和35年、221～222ページによる。
- (6) 日本銀行保有資料。
- (7) 大蔵省『財政金融統計月報』第85号（昭和33年6月）7～84ページを参照。
- (8) 日本銀行史料調査室『日本銀行八十年史』同行、昭和37年、316ページ。報告書全文は上掲『財政金融統計月報』第85号、85～95ページに収録されている。
- (9) 上掲『日本銀行八十年史』317ページ。報告書全文は上掲『財政金融統計月報』第85号、

96～116ページに収録されている。

- (10) 4委員から提出された意見書は次のとおり。これらの意見書は大蔵省銀行局編『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』大蔵省印刷局、昭和34年、203～237ページに収録されている。

大島堅造 「中央銀行の重要問題に関する所見」

新庄 博 「日本銀行法改正問題管見」

高田保馬 「中央銀行問題についての私見」

塩野谷九十九 「中央銀行制度に関する覚書」

- (11) 前掲『日本銀行八十年史』318ページ。原文は上掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』1～3ページに収録されている。

- (12) 上掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』序3ページ。

- (13) 同上、本文115～174ページを参照。

- (14) 同上、175～202ページを参照。

- (15) 前掲『日本銀行八十年史』318～319ページ。原文は上掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』84～114ページに収録されている。

- (16) 上掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』序4ページ。

- (17) 同上、本文4～71ページを参照。

- (18) 同上、35ページ。

- (19) 同上、35ページ。

- (20) 同上、35ページ。

- (21) 同上、60～61ページ。

- (22) 同上、63ページ。

- (23) 同上、70ページ。

- (24) 同上、70～71ページ。

- (25) 同上、71ページ。

- (26) 同上、序4～5ページ。

- (27) 同上、本文72～78ページを参照。

- (28) 同上、73ページ。

- (29) 同上、序5ページ。

- (30) 日本銀行保有資料。

- (31) 同上資料。

- (32) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』79～83ページを参照。

- (33) 同上、83ページ。

- (34) 4名の参考人は前出の柳田光男のほか、高橋亀吉（評論家）、新井真次（東京銀行顧問）、平田敬一郎（日本開発銀行副総裁）であった。なおこれら参考人の意見については前掲

『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』128～163ページを参照。

- (35) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』309～313ページに収録。
- (36) 谷村裕の口述意見の要旨は前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』163～172ページに収録されている。
- (37) 日本銀行保有資料。
- (38) 同上資料。
- (39) 日本銀行保有資料。その後修正された起草小委員会案としての「日本銀行制度要綱試案」は前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』79～83ページに収録されている。
- (40) なおこの試案では日本銀行の執行役員（総裁、副総裁、常務理事）の全員が政策委員会のメンバーとなることになっている。これは意思決定機関と執行機関の一元化を図ったものであった。
- (41) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』95～97ページに収録。
- (42) 堀全國銀行協会連合会会長の意見のみ同上97～98ページに収録されている。
- (43) 9月3日の特別委員会では、起草小委員会に参加した委員は、内心では試案に反対と思われる人々も、いっさい個人的意見を述べなかつた。これは、最後の起草小委員会において渋沢会長から、試案に積極的反対をしないようにしてほしい旨、協力を求められたためであったが、渋沢会長が今後の審議方法について特別委員会の各委員から個別に意見を聴取した際、このような拘束は特別委員会の空気を不明朗にしているとの苦情が出たため、改めて各委員から意見を聞くことにしたといわれている（日本銀行保有資料）。
- (44) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』84～87ページを参照。

(2) 本行の主張

中央銀行制度審議に対する準備作業

「日本銀行法」改正問題に関する検討作業が本行内で本格化したのは、昭和31年（1956年）の金融制度調査会発足以降のことであった。当時本行内部で事務的に検討されていた「日本銀行法」改正の基本的方向としては、現行法の戦時立法的性格をふっしょくするとともに、中央銀行の自主性・中立性の確立、信用調節機能の拡充を改正の主眼とすべきものとし、具体的には次のような制度を考えてい
⁽¹⁾た。

イ、機構に関する事項

- ① 政策委員会の存続強化（政策委員の身分保障の強化等を含む）。
- ② 役員組織の改正（副総裁の内閣任命につき総裁の同意を要件とするほか、理事の任免は総裁が行うことなどを含む）。

ロ、業務に関する事項

- ① 預金支払準備制度に関する規定の整備。⁽²⁾
- ② マージン・リクライアメントに関する規定の整備。
- ③ 輸入信用状発行保証金制度に関する規定の新設。
- ④ 本行売出手形に関する規定の新設。
- ⑤ 本行の外国為替業務に関する規定の整備（外国為替売買を通常業務として規定するほか、国際金融に関する規定を改正）。

ハ、発券制度に関する事項

保証準備届伸制限制度を採用する（これは現行最高発行額制限制度が運営上国際収支動向に対し鈍感となりやすい欠陥を是正しつつ、しかも銀行券発行にある程度の弾力性を保持させようとしたもの）。

ニ、経理に関する事項

- ① 経費予算に関する主務大臣の認可制廃止。
- ② 政府の損失補償規定の廃止。
- ③ 納付金制度の改正（全額納付から一部納付へ）。
- ④ 為替平価変動に伴う損益処理のための特別勘定の新設。

ホ、政府の本行に対する監督に関する事項

- ① 一般的な命令および監督の規定を削除。
- ② 監理官制度の廃止。

ヘ、その他

- ① 本行の目的、使命等に関する戦時立法的表現を改める。
- ② 戦時立法的規定（現行法第25条、第28条）の廃止。
- ③ 資本金は現状のまま（ただし、外国人の本行出資証券取得禁止規程を復活）。

以上の案を作成する過程で本行の資本制度や選択的信用規制等につき若干異なる

った意見もあったが、この案は9月に入って役員に提出された。この案に盛られた考え方については役員の間に大きな異論はなかった模様で、特別の意見等は出されなかった。⁽³⁾

金融制度調査会の中央銀行制度審議に関する作業は、昭和32年秋からの専門委員会による資料収集・作成から始まったが、この段階で早くも本行と大蔵省との対立が明確となった。その対立は金融政策とは何か、金融政策はいかにあるべきか、という基本的な問題から発したものであったが、この点に関する本行の主張は、昭和33年5月の常時企画委員会における「松本意見書」に盛られており、その要点はすでに述べたとおりである。

「井上意見書」について

その後金融制度調査会の審議は具体的問題の検討に入ることが予想されたので、昭和33年6月、本行はそうした具体的問題について行内の意見統一のための作業を開始することを決定した。この作業は9月から、翌34年1月まで続き、その結論は昭和34年2月5日付「日本銀行法改正の要点」としてまとめられた。前述のように本行井上副総裁は、昭和34年4月23日の金融制度調査会特別委員会に「日本銀行法改正に関する意見」を提出した（いわゆる「井上意見書」）が、これは日本銀行制度全般に関する本行の正式意見で、上記「日本銀行法改正の要点」をもとにして作成されたものであった。「井上意見書」の主要点は次のとおりであった。⁽⁴⁾

イ、日本銀行の目的

中央銀行の目的としては「通貨価値の安定が最も基本的なものであるが、それはいわば「中央銀行の直接的目的」ともいるべきもので、「窮屈的には中央銀行はこの目的の達成を通じて国民経済の健全な発展に寄与するという関係にある」。したがって条文では「この趣旨を併せて、『日本銀行は、通貨価値の安定を図ることを目的とし、これを通じて国民経済の健全な発展に寄与するものとする。』」というように規定することが適当であろう」。

ロ、政策委員会

日本銀行の金融政策の決定に当たっては、「広い視野から公正な判断を下すことが必要であり、各界の意向が充分これに反映されることが望ましい」ので、「政策委員会は日本銀行の意思決定機関として存続させが必要」である。政策委員会制度について改善することが望ましい点は、第1に「政策委員会と執行役員との連絡」を密にするため、政策委員に副総裁を加えること（議決権なし、ただし総裁に事故がある場合には総裁の議決権を代理行使）、第2には委員の身分保障を厳格にする見地から「政策上の意見の相違によつては解任されないものとすること」である。

ハ、金融政策の中立性

日本銀行の金融政策が「政府の経済諸政策と協調を保つ必要のあることは当然であるが、政府と日本銀行との政策上の調整は基本的には、政策委員会委員に対する内閣の任命権、政策委員会への政府代表の派遣によつて行われるものと思われる。特に公定歩合政策、公開市場操作、準備率操作の三者は、日本銀行の基本的な政策であるので、これに対し政府が干与権をもつことは、金融政策の中立性を害するおそれが多いと思われる」。したがって「現行の業務命令権（第43条）、および準備率操作に対する認可権は廃止することが望ましい。また日本銀行に対する政府の監督上の権限は、必要な事項に限ったうえ、「これを法律の個々の条項に具体的に規定するのが適当と思われる」。したがって「現行の一般的な監督規定、監督命令権（第42条、第44条）は」、「これを廃止することが望ましい」。

ニ、執行役員

現行の「意思決定と執行とを一応区別する体制は」、「合理的なものと考えられる」が、現行制度には改めることが望ましい点がある。第1に「副総裁は総裁の代理者であり」、また「総裁の補佐者としての性格を有するので、任命に際しては総裁の推薦を要件とするのが適当で」あろう。第2に総裁、副総裁の「現行解任事由（第47条）は広汎に過ぎ、職務遂行の妨げとなるおそれがあるので、政策委員会任命委員の場合と同様なものに改めることが望ましい」。第3に「理事については、総裁の補佐者としての性格に鑑み、任免は総裁が行うこととするのが適当」である。第4に「監事については、その地位を強化して内部監査の充実を

図るため、その任命は内閣が行うこととし、身分保障も強化することが適當」であろう。第5に「参与については」、「総裁の諮問機関から政策委員会の諮問機関に改め」とともに、その「任命は政策委員会の推薦に基いて大蔵大臣が行うこととするのが適當であろう」。

ホ、発券制度

わが国のように「国際収支を通貨調節の重要な指標としなければならない国においては」、「銀行券の発行を何等かの形で金・外国為替保有高に結びつけるような発券制度がとられることが望ましい」。その具体的な制度としては、「金・外国為替を準備とする発行」のほかに保証発行を認め、その限度については「通貨発行審議会のような機関において審議の上、その議により大蔵大臣が定めることとし、必要な場合には限外発行を行いうるようにするのが適當であろう」。また銀行券発行保証物件の充当限度についても、保証発行限度と同様な手続きで決定（ただし対政府信用、対民間信用の枠内における物件別の限度設定は廃止）することが適當であろう。

ヘ、外国為替の保有・売買

上記のような発券制度をとるとすれば、「わが国保有外貨の主要部分は日本銀行が保有するような体制とすることが必要と考えられる。また日本銀行として通貨の調節に充分な効果を収めるためには」、「為替市場において自ら為替銀行との間で外貨の売買を行い、内外金融を一元的に調節しうるような立場に立つことが必要」と思われる。したがって「日本銀行法の改正に当つては、これに備えて規定の整備を」はかる必要がある。

ト、資本

現在日本銀行の資本金は1億円に過ぎないが、「積立金等を含めた自己資本についてみれば、相当な額に上つている。また現在特に資本金を増額しなければならないという事情も存在しない」。「日本銀行の国有化という方向も一応考えられるが、わが国の実情からすれば」、国有化は「金融政策の中立性」にまで影響を及ぼすおそれが多い。こうした諸点から考えて資本制度は「現状通りとしておくことが望ましい」。

チ、業務

今後の情勢に対応し、「政策手段の拡充を考慮しておく必要」があり、具体的には、①「日本銀行自身が手形を振出す制度を規定」化すること、②「証券金融の規制について」の規定を整備すること、③将来の為替管理が緩和された事態に備えて「金融面における輸入抑制手段として輸入信用状発行高の一定割合を日本銀行に預金させるような制度を設けておくこと」、④「消費者賦払信用の規制について」も規定を設けておくこと、さらに、⑤準備預金制度に関する規定を「日本銀行法に吸収すること」が必要であろう。また「日本銀行の対政府短期信用供与に関する決定を政策委員会の権限事項として明記」するほか、「外国為替業務、国際金融取引等」に関する規定整備についても「充分の検討が加えられることが望ましい」。

リ、経理

現行の経費予算の認可制は、「日本銀行の活動全般の基礎に束縛を加え」、金融政策面での「自主的活動を行うについての障害となるおそれが多い」ので、これを「廃止することが望ましい」。また納付金制度については、「毎期の内部留保が裁量によって増減するような点を是正し、客観的な基準によつて適正な内部留保が行われるようにする必要がある」。さらに現在の包括的な「国の損失補償」規定は「廃止することが適當」であろう。

ヌ、監理官制度

日本銀行の業務の監視、業務・財産の検査を任務とする監理官制度は、「日本銀行の金融政策の決定については、政策委員会への大蔵省代表の参加」があり、「経理については政府による決算の承認、会計検査院の検査も行われるであろうから」、「廃止して差支えない」と思われる。

4月23日の特別委員会においては、以上のような意見について井上委員から説明があった後、質疑応答が行われ、その中で、①任命委員が利益代表的になるおそれはないか、②政策委員会には執行権限を持たせたほうがよいのではないか、③政府短期証券の保有については限度を設けるべきではないか、といった意見が述べられた。⁽⁵⁾ なおこの「井上意見書」は会議終了後、金融制度調査会から公表さ

れた。⁽⁶⁾

「谷口意見書」について

井上副総裁は上記の特別委員会における意見表明から間もない6月17日、任期満了をもって退任し、翌18日付で谷口孟理事が後任の副総裁に任命された。これに伴い金融制度調査会委員も井上副総裁から谷口副総裁に交替した。金融制度調査会はそのころから、答申の起草段階に入り、前述のとおり9月3日の特別委員会に起草小委員会から「日本銀行制度要綱試案」が提出されたが、本行はこの試案の内容に強い不満を持った。そこで9月3日と10月30日の特別委員会において、谷口副総裁から、この試案に対する反対意見が表明された。

こうした本行の反対意見は、「谷口意見書」とも呼ばれているが、まず9月3日の特別委員会における「谷口意見書」から、その内容をみてみよう。⁽⁷⁾

イ、政策に関する指示権について

試案が政府に日本銀行に対する指示権を認める一方、その「指示権の発動を政府と日本銀行との見解がどうしても一致しないというよくよくの場合に限る」よう配慮していることは、「われわれも充分了解している」。しかし「われわれとしては、いかにその発動を制限しても、このような指示権は日本銀行の行う金融政策の中立性を害うおそれがあるように考える」。

日本銀行がその金融政策の決定に当たり、「政府と密接に協力すべきことはいうまでもない」が、このことは「日本銀行が常に政府の意向をうかがい、それに従つて行動することがよいという」意味ではなかろう。問題は政府と日本銀行との間の協力関係を確保するために、「制度上どうしたらよいかということである」が、それは現行法で定められている政策委員会委員の任命権、政策委員会への政府代表の参加に加え、政策委員会の議事に対する議決延期権、または再議請求権行使を認めれば、これらを通じて十分可能であるというのがわれわれの考え方である。

ロ、政策委員会について

試案では「政策委員会は総裁、政府代表2人、副総裁、常務理事2人、任命委

員5人で構成されることとされている。執行との関係を重視するという趣旨はよく分るが、こういう構成をとると、政策を決定する委員会としては、外部から適当な委員を迎えることが困難となりはしないかと思う」。「われわれは執行部との関係を密接にするためには、副総裁を議決権のない委員として政策委員会に参加させれば充分であると思う」。

ハ、発券制度

試案では「銀行券の発行は無拘束とすることとされている。金融政策の運用が理想的に行われうるという前提に立てば、銀行券発行に拘束を加える必要はないのであろうが、わが国の実情からみると、銀行券発行はなんらかの形で金・外国為替保有高と結びつけておくことが適當と思われる」。そのような観点から、われわれは「さきに発券制度小委員会が提案した保証準備屈伸制限制度を採用するのが妥当であると思っている」。

ニ、資本について

試案では「現存資本金中民間出資分を消却することとされているが、これは実質的には国有化であると思われる。国有化と金融政策の中立性とは理論上は無関係であろうが、わが国の実情からすれば国有化は政府統制の強化を招きがちで、特に経理の自主性を失うおそれが多くあり、延いては日本銀行の行う金融政策の自主性が阻害されるおそれもある」。「日本銀行の公共的性格に鑑みて現在の民間出資を残しておくことがおかしいということであれば、日本銀行の資金で資本金を消却して無資本金とすることがよいと考える」。

ホ、経理について

試案では「経費予算については現行どおり主務大臣の認可を要することとされている。しかしながら日本銀行の現在の経費予算は民主的な政策委員会において決定されるものであること、諸外国でも経費予算の認可制はその例をみないこと、決算については主務大臣の承認を要すること等」を考慮して、「経費予算については日本銀行に任せて」ほしい。

次に10月30日の特別委員会において谷口副総裁が陳述した意見の内容は次の7点であった。⁽⁸⁾ この陳述は9月3日の特別委員会における、上述「谷口意見書」の

追加として行われたものであった。

イ、目的および運営の理念について

試案では、「『目的』と『運営の理念』とを分け」ているが、これを一括して「『日本銀行は、銀行券を独占的に発行し、通貨信用の調節を行うことにより、通貨価値の安定を図り、これを通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする』と」し、また「『運営の理念』のうちに含まれている政府との協力に関する規定は、独立の規定に」するのが適当であろう。なお「試案では、『日本銀行はその任務を行うに当り、政府と密接な協力を保たなければならない』とされているが、この規定は精神規定である」ことを明らかにするために、「『日本銀行はその任務を行うに当り、政府との協力に努めなければならない』というように文言を修正して」ほしい。

ロ、機関について

参与について試案では、「主務大臣が任命することと」なっているが、「参与は政策委員会の諮問機関であるから、政策委員会の推薦に基いて大蔵大臣が任命することとした方が適当で」であろう。

ハ、輸入担保率について

試案では、「日本銀行は、輸入担保率の決定及び変更に関し、政府に対する勧告権を与えられることになっている」が、「将来の方向としては、為替管理は緩和し、国際収支の調節は主として金融政策によって行うようになると考えられる。そうなると、輸入金融の調節は、輸入信用状発行積立金率の変更というようなものによつて行うのが適當ではないかと思」われ、輸入担保率に関する勧告権をもつだけでは不十分と考えられるので、「日本銀行法改正の際に輸入信用状発行積立金制度というようなもの」——日本銀行が「輸入金融引締めの必要を認めた場合に、為替銀行の輸入信用状発行積立金率を定めると為替銀行は輸入信用状開設に際し、定められた率の積立金を日本銀行に預金しなければならないという制度」——を設けたらよいのではないか。

ニ、国庫金の取扱いのため必要な預け金を行いうるものとの範囲について

試案では、「日本銀行が国庫金の取扱いのため必要ある場合預け金を行いうるも

の範囲は金融機関に限定されているが、現在国庫金取扱のため必要な預け金は金融機関以外のものに対しても行われているので、預け金を行いうるものの範囲を、「『金融機関その他』としておくことが適當で」であろう。

ホ、国際金融取引について

試案では、「外国金融機関に対する出資または資金の融通等は、日本銀行としても必要ならば、個別に主務大臣の認可を受けて行えばよいということで、この種の国際金融取引に関する規定は設けないこととされている」が、中央銀行がこうした国際金融取引を行う必要は、「将来も当然ありうることと考えられる」ので、「日本銀行が、中央銀行として、この種の国際金融取引を行いうることは、規定上も明かにしておくべきであろう」。その場合、「現行法に規定する外国金融機関に対する出資、資金の融通および為替決済に関する取極のほか、外国金融機関からの借入、債務の保証を追加することが適當で」あり、また「これらの国際金融取引を行なうについて、主務大臣の認可を受ける必要はない」と思う。

ヘ、銀行券の種類および様式について

試案では、「銀行券の種類および様式は主務大臣が決定することとされているが、銀行券は日本銀行が発行するものであるから、日本銀行が主務大臣の認可を受けて決定することにして」ほしい。

ト、積立金について

試案では、「法定準備金のほかに、主務大臣の認可を受けて特定目的のため積立をすることとされている」が、「日本銀行が経理面に不安を持つことなく適切な金融政策を行なうためには、内部留保を厚くしておくことが大切で」あり、そのためには「特定目的のための積立をするよりも」、「積立金全体について剰余金に対する適当な高さの割合を法定して」おくのがよいと思う。

以上から明らかのように「谷口意見書」の内容は、基本的な点において、前述の「井上意見書」と異なるものではなかったが、細部の点においては若干異なるもの（例えば無資本制の主張）もあったし、また「谷口意見書」には「井上意見書」に含まれていない問題に対する言及もあった。「井上意見書」は、金融制度調査会の答申の方向がまだはっきりしていない段階で提出されたものであり、こ

れに対し「谷口意見書」はその方向がかなり明確になった段階のものであったから、「谷口意見書」の内容がより細部にわたり、かつ具体的なのは当然であった。さらに「谷口意見書」について注目される点は、「日本銀行制度要綱試案」が提示した重要な、ほとんどの項目について反対提案を行っていることであった。「要綱試案」が提示された時期というのは、金融制度調査会の審議も、いわば大詰めに近づいた段階であったから、本行内にも、本行の主張と異なるものにはすべて反対するというのではなく、問題によっては譲歩し、反対すべき問題を絞ったほうが得策であるという考え方もある。しかし結局、反対すべき重要な点については、全部に反対を表明しようということになった。9月3日の「谷口意見書」が指示権、政策委員会、発券制度、資本、経理の5点について反対を主張したのは、⁽⁹⁾ そうした考え方によるものであった。

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) 支払準備制度については、当時、金融制度調査会の審議はまだ開始されていなかった。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) ここでの引用は、前掲『中央銀行制度——金融制度調査会関係資料——』309～313ページに収録の井上敏夫「日本銀行法改正に関する意見」による。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) この公表は本行の希望によるものであったが、これを金融制度調査会から公表することについては、委員の間にかなり強い異論があったようで、このため後述の「谷口意見書」については、本行がこれを発表するという形をとった。
- (7) ここでの引用は、前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』95～97ページに収録の谷口孟「日本銀行制度要綱試案に対する意見」による。
- (8) 谷口孟「日本銀行制度要綱試案に対する意見（追加）」の全文は上掲書、98～100ページに収録されている。ここでの引用も同書によった。
- (9) 日本銀行保有資料。

(3) 各方面における論議

昭和32年（1957年）から始まった金融制度調査会による中央銀行制度改革論議は、戦後における、そうした論議の中で、最も本格的なものであった。それは単

に審議期間が長かったというだけでなく、中央銀行制度に関する広範な問題について、いろいろな視角から徹底的な検討が加えられた。さらにそうした論議の参考とするため、各国の中央銀行制度についても詳細な調査資料が作成された。しかもその審議過程では、これまで述べたように、激しい意見の対立があり、それをめぐって白熱した論議が展開された。こうした金融制度調査会の状況が、各方面の中央銀行制度に対する関心を高めたことはいうまでもない。学界・金融界のみならず、ジャーナリズムや産業界からも中央銀行制度の在り方をめぐって多くの意見や提言が発表された。以下、それらの中から主なものを拾って、テーマ別に整理しておくことにしよう。

中央銀行の中立性をめぐって

昭和33年5月の金融制度調査会常時企画委員会に下村・松本両専門委員の意見書が提出されたころから、中央銀行制度の在り方をめぐって多くの論文が発表されるようになった。こうした論文が中央銀行の中立性についてどのように考えていたかという点をみると、中央銀行の中立性を全面的に否定するものはまず見当たらず、程度の差はあれ、その必要を認めるという点ではほとんど一致していた。もちろんその表現の中に微妙なニュアンスの相違があったり、あるいは政府と日本銀行との関係を具体的にどう調整するかについてはいろいろな考え方があり、それらは強い中立性を求める立場と究極的には政府の優位性を認める立場に分かれていた。しかし少なくとも「日本銀行法」を改正するに際しては、現状より日本銀行の地位を強化すべきだという点では一致していた。

こうした多くの論文の中から、代表的な論文の一つとして、鈴木武雄東京大学教授の「金融政策と中央銀行」をとり上げてみよう。この論文も中央銀行の「中立性」の必要を強調したものであるが、その「中立性」というのは何を意味しているかについて次のように説いている。⁽¹⁾

中央銀行の「中立性」というのは、国家からの独立という意味ではない。また、いろいろの政策を無視して中央銀行は勝手に振舞つてもよいということではない。国家の政策は、中央銀行の政策をも包含する。しかし金融の特質からいつて、通貨政策が時

時の政治や政党的利害やないしは行政に簡単に左右されないことが望ましいから、通貨政策の決定は、中央銀行の自主的判断にまかせ、中央銀行に自主的に行わせるとともに、通貨金融政策に関連する（通貨金融のシチュエーションに影響を与える）政府の諸政策は、その決定と遂行にあたつては、中央銀行が行う本来の通貨金融政策を補完することは必要であるとしても、これを左右したり、阻害しない配慮が望ましい。中央銀行の「中立」とは、そういうことであると考える。

さらにこの論文ではいわゆる「マネタリー・オーソリティ」というのは、中央銀行だけでなく、大蔵省をも含むことを認めつつも、金融政策を「操作する当局としては、大蔵省よりも中央銀行のほうが適している」として、その理由を次のように述べている。⁽²⁾

- (1) 金融の特殊技術的な点
- (2) 短期変動がはげしく、臨機応変的な対処が必要である点

等から、行政官庁および行政官僚よりも、いわば「地理的」にも「血縁的」にも市中金融機関および金融市場にはるかに近いところの、やはり金融機関である中央銀行のほうが適しているし、また、予算その他の制約のため臨機応変的に動き難い行政官庁よりも、機動性においてより大きい中央銀行のほうが適しているといわなければならぬ。

以上から明らかなように、この論文は中央銀行の中立性について、その内容とそれを必要とする理由を金融経済の現実に即して説得的に述べている。

ところで昭和33年11月の金融学会（昭和33年秋季大会）は、その共通論題として「中央銀行の性格と運営」を掲げた。これは、折から金融制度調査会の中央銀行制度に関する審議が本格化したという情勢を背景としたものであったと思われる。この共通論題についての報告者は青葉輪於（富士銀行調査部長）、今井勇（住友銀行調査部次長）、高木暢哉（九州大学教授）、一谷藤一郎（大阪大学教授）、春日井薰（明治大学教授）の5名であった。これら5名の報告は、いずれも中央銀行の中立性が必要であることを主張した。例えば青葉・今井の報告はともに、中央銀行の中立性についての見解が前記の鈴木論文の内容と同じであると述べた。⁽³⁾ また高木報告は下村・松本両意見書を批判的に検討しながら、中立性についての結論として「日本銀行にたいする政府の最終的監督指導権の留保は認められ

てよいが、できるだけ日本銀行を責任ある行動の主体たりうるように独自性をもつものにして尊重し、またその方向へと育て上げるように努めるべきであると思う」とした。⁽⁴⁾さらに一谷報告は海外の論調や中央銀行の在り方を紹介したうえ「ブンデス・バンクに与えられている程度の自主性は、各国の中央銀行にも当然認められるべきであると思う」と結論しているし、また春日井報告は「中央銀行運営の方針決定権」は、「立法、行政、司法の三権の外に独立した」「第四分権」に属すべきものとした。⁽⁵⁾このように5名の報告がいずれも中央銀行の中立性の必要を認めていることからみても、それは当時の学界の大勢であったとみることができよう。

金融制度調査会特別委員会が、翌昭和34年4月、前述の各種小委員会報告を中間報告として公表すると、中央銀行制度論議はジャーナリズムの間でも大いに注目されるようになった。このことは当時多くの新聞、雑誌の論説がこの問題を取り上げたことにも表われている。小委員会報告の内容は多岐にわたっていたから、当時の新聞、雑誌の論説のとり上げ方も多様であったが、これらについても日本銀行の中立性をどう考えるべきかが最大の焦点であり、またその問題に関する各論説の大勢は、表現の差はある、いずれも中立性強化の方向を支持していた。⁽⁶⁾

続いて金融制度調査会が8月24日、政府に日本銀行に対する命令権（指示権）を付与するという案を盛り込んだ、「日本銀行制度要綱試案」を発表すると、この中立性論議は指示権の是非をめぐる、より具体的な問題へと発展した。もっともそうした問題を扱った論文の中には、大蔵省や本行の関係者が執筆したものも少なくないので、こうした論文の紹介は避けて、まず新聞論調からみてみよう。「日本銀行制度要綱試案」が公表されると間もなく、多くの新聞社説が、この「試案」をテーマにとり上げたが、そこで論じられたのは、ほとんど、この指示権の是非であった。⁽⁷⁾

まず「試案」の指示権を明確に支持したのは、昭和34年8月25日付『日本経済新聞』の社説であった。この社説の中立性論議の主要な部分を抜粋すれば次のとおりである。

結論的にいってわれわれは、試案の線を支持する。金融政策の重要性、特殊性からみ

て、ある限度内における日銀の自主性を尊重すべきことはいうまでもない。……しかしいくら中立性を尊重するといつても、中央銀行の絶対的な中立性というようなものはない。それはまず民主制度の下における責任体制の確立という点からおかしい。政府が全経済政策について国会に対して責任を負っている以上日銀も終局的には政府の監督下にはいるのが当然であろう。その方法として人事権——それも身分保障を伴った——などを通ずるコントロールだけでは、必ずしも十分とはいえないのではないか。……試案は指示権発動に関しては、総理大臣をはじめた協議、国会への報告を規定しており、現実の問題としてこれが乱用される危険はまずないのではないか。

確かに「試案」が、政府に指示権を付与することにしたとはいえ、手続上その乱用防止に配慮を加えていることは事実であるが、政府と本行との関係についての、この社説の基本的考え方は金融制度調査会における政府の主張とほとんど同じものであった。同じ8月25日付『朝日新聞』もまた「試案」に対し好意的な社説を掲げた。ただこの社説は「試案」が指示権発動を抑制するための手続きに工夫をこらし、その点で現状より改善になっていることを評価したところに特色があった。この社説は指示権について次のように述べている。

たしかに個別に三手段の自主的決定権を日銀に与えても、政府が指示権をふりかざして一々干渉すれば、独立性も何もあったものではない。だが、それは常識として日常あり得べからざる事態であり、いわばギリギリの場合、政府と日銀の政策を統一させる必要に備えて、このような複雑な手続きを規定したものと見られる。われわれは各国それぞれこの点について苦心している事情を考慮すると、わが国の現段階においては、種々の点から見てこれが一応受け易い案だと考える。……強化される新機構を中心として、日銀は自ら独立性を確保するように努力すべきことが要請される。指示権があることは不満であろうが、しかし現行法の命令権よりはるかに改善されることになるから、この上に立って指示権が発動されるような事態を招かないよう、その機能発揮に全力をあげなければならない。

以上に対し「試案」に強く反対したのは翌8月26日付『毎日新聞』の社説であった。この社説の主張は次のようなものであった。

舟山試案は、さきの中間報告に比して、この中立性問題については大いに後退し、日銀に対する大蔵大臣の指示権を認めているが、我々は率直にいって、日銀の中立性を

絶対に確立すべしと主張する。その理由は、通貨価値を安定させ、ひいては国民经济の安定を願う点において、日銀の方が政府より数等純粹かつ熱心であるからである。……もっとも政府も決して経済のかく乱を願ってはいないに決まっているが、政党政治の未熟な段階にある日本の現状では、どうしても人気取り政策=放漫経済政策ということになりやすく、したがって、その修正作用としての日銀の、通貨価値の安定を純粹に願うところの無色の金融政策がぜひ必要となってくるのである。

これは、いわば日本の現実認識から導き出された中立性支持論であったということができる。

統いて昭和34年9月15日付『エコノミスト』は、「日銀法改正試案を批判する」と題する座談会の記録を掲載した。この座談会の出席者は有沢広巳（法政大学総長）、堀越禎三（経済団体連合会事務局長）、青葉輸於、稻葉秀三の4名であった。この4名は、それぞれあたかも学界、産業界、金融界、金融制度調査会を代表するような構成となっていたが、この中で金融制度調査会委員でもある稻葉を除く3名は表現の強弱の差はある、いずれも「試案」の指示権付与に批判的であったことが注目された。⁽⁹⁾

以上のような論調の中で、これらとは違った角度からの異色の意見として、とくに注目されたのは、昭和34年11月8日付『朝日ジャーナル』に発表された大内兵衛の「日本銀行は誰のものか」⁽¹⁰⁾であった。この論文は次のように述べている。

これまで多数の意見や批評が出ているが、そのほとんどは、「日銀的」であるか、あるいは「政府的」である。「私はそういう争いには興味がない。それよりも、新聞や世論が、それに引きこまれているうちに、もっと大切なわれわれの立場を忘れているのではないか、それが心配である。というのは、日本のおかねは、われわれのおかねであり、それをこのように仲のわるい両親にあずけておくということが、すでに決していいことではないからである。それよりも、そもそもこの両親なるものが、ほんとうに親らしい親としての経験、または性格の人々であるか、その方が国民にとって重大であると考えるからである。」

わが国これまでの歴史をふりかえると、財政上の都合のため、あるいは経済発展の刺激剤として、しばしばインフレーション政策がとられ、国民生活は大き

な被害を受けてきた。戦時中われわれは「良識ある日銀総裁」をもっていたが、国民のために通貨価値を守ってくれた人はいなかった。戦後も朝鮮戦争時に日本の物価はどこの国よりも上がったし、神武景気という熱も世界で一番高かった。

国民の立場からいえば、日本銀行制度改正の眼目は、「金融界と政府とに對していろいろの規制を作つて、それを日銀に与え、日銀をして、われわれのおかねの番人として適格者たらしめることがある」。その「規則」の標準は簡単である。それは「個々の企業の経営や時々の財政の便宜を問題とすべきではない。それよりもわれわれの生活とわれわれの国民経済の着実な運行に欠くことのできないおかねの世話役としての公平が問題である。すなわち、日本の通貨の価値の維持が日銀の第一次の責任」である。

このような観点から「日本銀行法」改正「試案」をみると、発券制度の在り方についても、対政府信用供与に関する規定にしても、今後インフレーションを再び生じさせないための具体的、制度的歯止めが用意されていない。これでは日本銀行の現状維持論にすぎない。また「試案」は新時代の民主的な要求に対して何もこたえていない。「日銀は、だれのものだろうか」。

国民は大蔵省や日本銀行の良識だけに頼ってこれに信用を与えるわけにはいかない。「少なくとも、われわれの使う紙幣について十分な準備正貨を保持する方法、インフレ侵犯をふせぐ強固な防波堤の二つについて、もっと具体的な工夫が示されることをのぞむ。それでなくては、われわれの通貨価値についての不安は、減らない。／本案の再審議をのぞむ」。

日本銀行の機構について

日本銀行の機構をどうするかという問題の中心は、政策決定機関と執行機関を一本化するか否かという点にあった。この点については、前述のように本行は基本的には政策決定機関と執行機関の二本建てという現状維持案を考えていたのに対し、実態調査小委員会の報告はその一本化を提案していたが、特別委員会が中間報告を発表した昭和34年4月ごろの新聞、雑誌の論説では、どちらかといえば、一本化を支持するものが多かった。すなわち昭和34年4月12日付『朝日新聞』

社説は「わが国の現状では、事務執行の最高権限をも持たないかぎり、意思決定機関は無力化するのが通例で」あるとして、実態調査小委員会の提案を支持したし、『東洋経済新報』(昭和34年4月18日号)⁽¹¹⁾ 社論も一本化案に賛成であった。また同月12日付『読売新聞』社説はこの問題について明確には賛否を述べなかつたものの、一本化案に好意的であった。ただ同月13日付『毎日新聞』社説は「政策決定と執行とを一体とすることは、大局的な判断をもって本領とする各界の代表者をして、多分に技術的因素を持つ金融の日常業務にまで干渉させる結果となり、結局、他面で必要な“機動性”を損うことにならないだろうか」として意思決定と執行の一本化に疑問を呈した。以上のような新聞、雑誌の論調には、同年8月の「日本銀行制度要綱試案」公表後も格別の変化はみられなかった。

学界論文の中にはこの問題に触れたものは少なかったが、前述の昭和33年11月の金融学会における報告の中で機構問題についても言及したものがあった。もっともこの学会が開かれた時期は意思決定と執行の一本化を提案した実態調査小委員会の報告が出る以前であったから、一本化の是非という問題意識が希薄であったという可能性もあるが、今井住友銀行調査部次長、高木九州大学教授の報告がともに政策委員会現状維持論を述べたのが注目される。⁽¹²⁾

また前掲、昭和34年9月15日付『エコノミスト』の座談会も、金融制度調査会の一本化提案に批判的な空気が濃厚であったが、そこで堀越経済団体連合会事務局長が批判的な発言をした背景には、当時産業界の考え方として、日本銀行政策委員会に第一級の人材を得るために、政策委員を非常勤とし、細かい実務からは解放して大所高所からの判断を求めるような制度のほうが望ましいという空気が強かったという事情があったと思われる。ちなみに昭和34年9月17日付の関西経済同友会「日銀法改正に対する意見」もまた政策委員会現状維持論であった。⁽¹⁴⁾

発券制度について

金融制度調査会の中央銀行制度審議開始を目前にした昭和32年6月の金融学会(昭和32年春季大会)は、「発券制度」を共通論題とした。共通論題の報告者は、田辺博通(大蔵省銀行局総務課課長補佐)、呉文二(日本銀行特別審議室調査役)、

飯田喜雄（三井銀行調査部長）、岡橋保（九州大学教授）の4名であった。以上からわかるように、ここでは報告者を政府、中央銀行、市中銀行、学界からそれぞれ1名ずつを選んだという形となっている。もちろんこれらの報告は報告者個人の責任において行われたものであるから、建前上はそれぞれの所属する機関やグループの意見を代表するという性格のものではない。しかし、これらの報告から、当時各方面でわが国の発券制度の在り方についてどのように考えられていたかをある程度推測することはできるようと思われる所以、以下これらの報告の結論部分だけを紹介しておくことにしよう。

(15) まず田辺報告は、わが国発券制度の現状について述べた後、結論として「銀行券の発行は社会の要求によって起るもので、要求のほうを放っておいて銀行券の発行を規制しようとすれば必ず大混乱が生ずる。したがって発券の要因についてコントロールすることこそたいせつなので、発券そのものをコントロールする制度は無意味に近い」とし、さらに現行制度についていえば「保証物件の各別充当限度に関する制度は無意味であり」、「限外発行税の制度は現行納付金制度のもとでは無意味である」と述べた。呉報告はわが国発券制度の沿革と現状について述べた後、発券制度に関する今後の問題点として、①銀行券の発行限度を銀行券需要者の立場にある大蔵大臣が決定するのは問題である、②わが国では国際収支の動向が銀行券発行限度に反映されたほうがよいのではないか、といった諸点を指摘した。次に飯田報告はわが国発券制度の実情から、その問題点を述べたもので、具体的な提案としては、①財政面の必要による日本銀行券増発には厳重な限界を設けておく必要があること、②限外発行税率を公定歩合の上下に応じて弾力的に操作すべきであり、さらに限外発行税は一般歳入に繰り入れることなく、通貨価値安定に資するための基金的なものに繰り入れる制度を作ったらどうか、③最高発行限度および保証充当限度を政府が一方的に決定するのは問題であり、また保証物件の実際充当額も公表すべきである、④保証物件のうち「金」については、いずれ評価替えを要しようし、また外貨についてもこれを完全に日本銀行に移管することを考えなければならないといった内容のものであった。最後に岡橋報告は「銀行券とは私人の商業手形に代って現われた一覧払の銀行手形」であるとい

う銀行券の本質から考えて、銀行学派の主張は正当であるという立場から、「真正なる手形の割引に基づく銀行券の発行」には過剰発行のおそれはないが、「問題はむしろ真正ならざる手形や公債を保証として発行される銀行券にあるのであって、これらの統制は正貨準備だけで免れうるものではない」とし、「自律的伸縮性を阻害するような紙幣流通の法則の支配をうける銀行券の発行を統制し、制限すること」が必要であると主張した。

以上から明らかなように4名の金融学会報告の内容は多様であって、そこから共通項を抽出するのはかなり困難である。前述のように金融制度調査会発券制度小委員会は結局最終結論を得ることができなかったが、その一端の事情がこの辺りに潜んでいたようにも思われる。ただ呉報告と飯田報告には、財政面の要因による銀行券膨張について警戒的であること、銀行券発行の裏付けとして、金・外貨を重視していることなど、かなり共通した問題意識が含まれていたことは注目される。

すでに述べたように、発券制度について本行は保証準備屈伸制限制度を主張し、金融制度調査会発券制度小委員会の大勢もまた同様であった。この点に関する、昭和34年4月ごろの新聞論調をみると、昭和34年4月12日付『朝日新聞』、同日付『読売新聞』、同月13日付『毎日新聞』の各社説はいずれも、金融制度調査会発券制度小委員会が保証準備屈伸制限制度を打ち出したことに賛意を表した。ただ昭和34年5月16日付『日本経済新聞』はこうした考え方に対する批判的で、「国際收支、物価、金融、物資の需給バランスなどいろいろの角度から経済の基調の変化を予知し、事前に機動的な政策展開を図ってはじめて経済の健全な発展が期待できるのである。そのための金融制度や政策運営はいかにあるべきかという点にこそ決定的な重要性があるのであって、金や外貨準備と通貨とを結びつける発券制度にそのよりどころを求める考え方には、どうも納得がいかない」と述べた。

金融制度調査会起草小委員会がまとめた「日本銀行制度要綱試案」は発券制度小委員会とは異なり、銀行券発行について無拘束制をとるという案を打ち出した。当時の新聞論調をみると、昭和34年8月26日付『産業経済新聞』社説は無拘束性に疑問を表明したが、他方かねてから保証準備屈伸制限制度に反対していた

『日本経済新聞』は昭和34年8月25日付同紙社説で無拘束制を支持し、また昭和34年8月26日付『読売新聞』社説も同じ態度を示した。ただ当時は全般に発券制度論議がそれほど盛り上がらなかったようにも感じられる。それは一つには、前述のように「試案」の中に指示権の提案が含まれており、そのため中央銀行制度論議の関心が指示権の是非という点に集中したためかもしれない。しかしこれは見方を変えれば、少なくとも相対的な意味で発券制度そのものの意義がそれほど重視されていなかつたことを意味するものであろう。

これまで紹介した論議にもみられるように、確かに現代金融のメカニズムや金融政策の考え方からいって、現在では発券制度はあまり重要な意味を持っていないという意見が少なくはなかった。「日本銀行制度要綱試案」が無拘束制を打ち出したのも、そうした考えを端的に表わしたものといえよう。それにもかかわらず他方、銀行券発行に制度的制約を加えながら、なお通貨膨張が続いてきた現実からみて、無拘束制の採用がそうした傾向をいっそう助長することにならないかという懸念がかなり根強かったことも否定できない。昭和34年、発券制度小委員会小委員長として保証準備屈伸制限制度の採用を適當とする報告をまとめた高田京都大学名誉教授は、金融制度調査会の中央銀行制度審議が最終段階を迎えた昭和35年4月、発券制度論議についての所感を発表し、その中で次のように述べて
⁽¹⁹⁾いる。

今日……次の如き見解が生れている。

金又は外貨の増減は通貨政策の結果として成立するものとして、それが政策の発端又は動機となるべきものではない。これの増減が生じてから手を打つのでは遅いということ。これは経済の世界が相互依存、一切が因となり果となる世界であることを考えると、なるほど金の増減は結果である。しかし、それは生産に作用し物価の上に結果をもつ。何れが因であり、果であると見るのはある条件の下に云いうことに過ぎず、外貨増減を単に結果であると見るのは、鶏を卵の結果であるというに同じ。

それは一般均衡の見方ではない。原因は常に結果であり結果と見らるるものも原因である。それゆえ遅すぎるという議論は成立しがたい。……もし外貨の減少を手遅れだとする知識があり、いわば早期に手当するのが当然だと予想して、そういう当局の行動があるから無拘束、自由決定にするというなら、当局自体の性格が予め変らなければ

ならぬ。指導するものも指導されるものも今日のままの人間であり、社会である、遅い信号にさえ立上らぬ主体をひかえて信号無用という結論が出されるものであろうか。

その他

金融制度調査会の審議は、中央銀行制度全般を対象としたものであったから、その内容が多方面にわたるものであったことは、すでに述べたとおりである。しかし、一般に論議の対象となった項目は上記の諸テーマ以外には極めて少ないが、その中から一二とり上げると、前掲昭和34年4月12日付『朝日新聞』社説は、日本銀行の資本の問題に触れ、日本銀行の「国有論が多数説のように見られる」が、「わが国の場合、国有にすれば、日銀の予算を政府が査定するという特殊事情があり、中央銀行の経理の自主性という世界の共通傾向に反することにならざるをえない」として、国有化に反対している。続いてこの社説は、経理について「事後の監査は厳重に行わなければならないが、予算の事前査定は好ましいものとは思われない」と述べている。産業界からの意見としては、これも前にあげた関西経済同友会の意見書が経理の問題にも触れており、「現行法では経費予算の承認は政策委員会の所轄事項であり、これをさらに政府の認可事項とする必要はない」としている。⁽²⁰⁾ いうまでもなく、これらの社説・意見はいずれも本行の主張を支持したものであった。

- (1) 鈴木武雄「金融政策と中央銀行」(全国銀行協会連合会『金融』第135号、昭和33年6月) 11ページ。
- (2) 同上、10~11ページ。
- (3) 青葉輸於「中央銀行の性格と運営」(金融学会編『金融学会報告』IX、東洋経済新報社、昭和34年、所収) 151ページ。今井勇「中央銀行の性格と運営」(同書所収) 165~166ページ。
- (4) 高木暢哉「中央銀行の性格と運営」(同上所収) 191ページ。
- (5) 一谷藤一郎「中央銀行の機能と性格」(同上所収) 212ページ。なおこの論文は西ドイツのブンデスバンクについて「自主性がもっとも広汎に認められている点で、はなはだ異彩をはなっている」と述べている(211ページ)。
- (6) 春日井薰「中央銀行の性格と運営」(同上所収) 225ページ。
- (7) これらの論説は前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』176~

185ページに収録されている。

- (8) 指示権をめぐる新聞雑誌の論説も、同上、185～194ページに収録されている。
- (9) 『エコノミスト』第37年第37号（昭和34年9月15日）35～40ページ。
- (10) 『朝日ジャーナル』第1巻第35号（昭和34年11月8日）8～15ページ。
- (11) 『東洋経済新報』第2882号（昭和34年4月18日）社論「日銀法改正の好ましい方向」6～7ページ。
- (12) 前掲、今井勇「中央銀行の性格と運営」166ページおよび高木暢哉「中央銀行の性格と運営」192～193ページ。
- (13) 前掲『エコノミスト』第37年第37号、37～39ページ。
- (14) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』所収、174～175ページ。
- (15) 田辺博通「わが国発券制度の問題点」（前掲『金融学会報告』VI、昭和32年、所収）153～164ページを参照。
- (16) 吳文二「わが国発券制度の現状ならびに問題点」（同上所収）165～175ページ。
- (17) 飯田喜雄「わが国発券制度の問題点」（同上所収）176～189ページ。
- (18) 岡橋保「わが国発券制度の問題点」（同上所収）190～196ページ。
- (19) 高田保馬「発券制度考」（『エコノミスト』第38年第15号、昭和35年4月12日）39ページ。
- (20) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』175ページ。

(4) 「日本銀行制度に関する答申」とその反響

「日本銀行制度に関する答申」

前述したように、昭和32年（1957年）8月から始まった金融制度調査会の中央銀行制度論議は、3年余を経過した昭和35年9月になって、ようやく答申の運びとなった。この「日本銀行制度に関する答申」にはかなり大部の「説明書」が付(1)されていた。以下「答申」のみを全文掲げる（ただし前文は省略）。

日本銀行制度に関する答申

第一 総則

一 目的

日本銀行は銀行券の独占的発行権を有し、通貨信用の調節に任ずることを目的と

する法人とする。

二 運営の理念

日本銀行は国民経済の健全な発展のため、通貨価値の安定を図ることをもつて運営の理念としなければならないものとする。

政府は日本銀行の運営理念を尊重するとともに、日本銀行はその任務を行なうに当たり、政府と密接な協力を保たなければならないものとする。

三 資本

日本銀行は資本金額の定めのない特殊法人とする。

四 営業所

日本銀行は主務大臣の認可を受けて、必要の地に支店もしくは出張所を置きまたは金融機関その他を代理店とすることができますとする。

五 定款

日本銀行の定款の作成及びその変更は主務大臣の認可を受けるものとする。

第二 機関

一 政策委員会

(1) 権限

政策委員会は次の事項を掌るものとする。

- (イ) 日本銀行法または他の法律により日本銀行に属せしめられた金融政策上の機能の行使
- (ロ) 日本銀行の経費の予算、資産の評価、決算その他経理に関する事項の決定
- (ハ) その他日本銀行の業務の運営に関する基本方針の決定

(2) 構成

政策委員会は委員9人で構成するものとする。

委員の構成は次の通りとする。

日本銀行総裁

政府代表（大蔵省及び経済企画庁） 2人

日本銀行副総裁 2人

任命委員 4人

(3) 会議

政策委員会の議長は日本銀行総裁がこれに当たるものとする。

政府代表委員は議決権を有しないものとする。

政策委員会の議事は議決権を有する委員の過半数をもつてこれを決するものとする。

(4) 委員の権利及び義務

日本銀行総裁、副総裁及び任命委員はその政策上の意見の故をもつて解任せられるとはないものとする。

日本銀行総裁、副総裁及び任命委員は職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならないものとする。

二 任命委員

(1) 選任の基準

任命委員は、金融政策につき識見のある人であることを必要とし、広く金融業もしくは産業に深い経験を有する者または学識経験ある者の中から選任するものとする。

(2) 任命

任命委員は内閣が任命するものとする。

(3) 任期

任命委員の任期は4年とする。

(4) 身分上の制約

任命委員は法令により公務に従事する委員とみなされるものとする。

任命委員は公選による公職の候補者となること、政治活動をなすこと、内閣の許可ある場合を除くの外報酬ある他の職務に従事すること、商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行なうこと等の行為は禁止されるものとする。

三 総裁及び副総裁

(1) 日本銀行に総裁1人、副総裁2人を置くものとする。

(2) 総裁は日本銀行を代表し、政策委員会の定める方策に従い、その業務一般を執行するものとする。

副総裁は総裁を補佐するものとし、総裁事故あるときはその職務を代理し、総裁欠員のときはその職務を行なうものとする。

(3) 任命

総裁は内閣が任命するものとする。

副総裁は総裁の推薦に基づいて内閣が任命するものとする。

(4) 任期

総裁及び副総裁の任期は5年とする。

(5) 身分上の制約

総裁及び副総裁は法令により公務に従事する職員とみなされるものとする。

総裁及び副総裁は主務大臣の許可を受けた場合を除き、兼職を禁止するものとする。

四 監 事

日本銀行に監事3人以内を置くものとする。

監事は日本銀行の業務及び経理の監査、決算の審査を行なうものとし、事業年度ごとに主務大臣にその結果を報告するものとする。

監事は内閣が任命するものとする。

監事の任期は3年とする。

監事は法令により公務に従事する職員とみなされるものとする。

監事は主務大臣の許可を受けた場合を除き兼職を禁止するものとする。

五 参 与

日本銀行に参与若干人を置くものとする。

参与は日本銀行の政策及び業務に関する重要事項につき、政策委員会の諮問に応じまたは政策委員会に対し意見を述べるものとする。

参与は金融業もしくは産業に従事する者または学識経験ある者の中から主務大臣が任命するものとする。

参与の任期は2年とする。

第三 通貨信用政策上の機能

一 主要政策手段

日本銀行は通貨信用の調節を行なうため下記の権能を保有するものとする。

- (1) 割引または貸付の基本方針ならびに割引歩合及び貸付利子歩合の決定及び変更
- (2) 公開市場操作の基本方針ならびにその諸条件の決定及び変更
- (3) 準備預金制度による準備率の設定及び変更

二 証券金融の規制

日本銀行は金融機関（短資業者を含むものとする。）の証券業者（証券金融会社を含むものとする。）に対する資金の供給及びその条件等につき規制することができるものとする。

前項の規制には主務大臣の認可を要するものとする。

三 輸入金融の規制

日本銀行は輸入担保率の決定及び変更に関し、政府に対し勧告をすることができるものとする。

四 政府との関係

A案 主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれありと認め、その調整に関し日本銀行総裁と話し合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、日本銀行の政策に関し、必要な指示をすることができるものとする。ただし、日本銀行の運営の理念に反するものであつてはならない。

前項の事実のあつた場合は、日本銀行は国会に対する報告書中に、その経緯を記載しなければならないものとする。

B案 主務大臣は、日本銀行の政策が政府の政策の遂行に支障をきたすおそれありと認め、その調整に関し日本銀行総裁と話し合うも協議の整わない場合は、日本銀行に対し、日本銀行の政策に関し、一定期間、その議決の延期を請求することができるものとする。

第四 業 務

一 業 務

日本銀行は下記の業務を行なうものとする。

- (1) 商業手形、銀行引受手形その他の手形の割引
- (2) 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付
- (3) 国債その他の有価証券を担保とする当座貸越
- (4) 商業手形、銀行引受手形その他の手形、国債その他の債券の売買
政府短期証券の売買は、市場価格のない場合は、市中金利を勘案して適当に定めた価格によるものとする。
- (5) 通貨信用の調節を図るため特に必要があると認める場合には、日本銀行自ら手形を振出し、これを売買するものとする。
- (6) 預り金
- (7) 内国為替業務
- (8) 地金銀の売買
- (9) 外国為替の売買
- (10) 手形の取立、保護預りその他前各号の業務に附隨する業務

二 対政府信用

- (1) 政府短期証券の応募、引受または政府に対する一時貸付は、原則として、政府短期証券の公募の不可能な場合に限つて行なうことができるものとする。
- (2) 長期国債の応募、引受、政府に対する長期貸付は、特別の事由がある場合に、国会の議決を経た範囲内においてのみ行なうことができるものとする。

三 国庫金の取扱い

日本銀行は法令の定めるところにより国庫金の取扱いを行なうものとする。

前項のため必要ある場合には金融機関に預け金をすることができるものとする。

四 緊急貸出

日本銀行は金融秩序の混乱を回避するため緊急已むを得ないと認めたときは、主務大臣の認可を受けて、本答申の条項に拘らず、その取引先に対し特別の条件で貸出をすることができるものとする。

五 他業の制限

日本銀行は本答申に規定しない業務を行なうことはできないものとする。ただし、他の法令により事務の委託を受けたとき及び日本銀行の目的達成上必要ある場合において主務大臣の認可を受けたときはこの限りでない。

第五 銀 行 券

一 銀行券の発行

日本銀行は公私一切の取引に無制限に通用する銀行券の独占的発行権を有するものとする。

二 発行の保証

日本銀行は銀行券発行高に対し同額以上の保証を保有しなければならないものとする。

三 保証物件の種類ならびに要件

保証物件は次の各号の1に該当するものでなければならないものとする。

- (1) 地 金 銀
- (2) 外 国 為 替
- (3) 商業手形、銀行引受手形その他の手形
- (4) 政府及び民間に対する貸付金
- (5) 国 債
- (6) 国債以外の債券

前項第2号の外国為替、第3号の手形及び第4号の貸付金は3月以内に満期の到

来するものでなければならないものとする。ただし、主務大臣の認可を受けたときはこの限りでない。

日本銀行は、特別の必要がある場合において、主務大臣の認可を受けたときは、第1項各号に該当しない有価証券または債権をもつて保証に充てることができるものとする。

日本銀行は、第1項各号及び第3項の物件について適正な保証の価格を定めなければならないものとする。

四 種類及び様式

銀行券の種類及び様式は主務大臣が定める。

第六 経 理

一 経費の予算

日本銀行の毎事業年度の経費の予算は主務大臣の認可を受けるものとする。

二 準備金

日本銀行は法定準備金の外主務大臣の認可を受け特定目的のため積立をすることができるものとする。

三 決 算

決算は主務大臣の承認を受けるものとする。

四 納付金

全額納付金制度とする。

第七 国会に対する報告

日本銀行は毎年主務大臣を経由し、国会に対し、当該年中における金融情勢、実施した政策及びその理由等につき報告しなければならないものとする。

第八 監 督

日本銀行は主務大臣が法律の定めるところに従い監督するものとする。

主務大臣は日本銀行に対し、業務の状況に関し報告させ、またはその職員に検査をさせることができるものとする。

主務大臣は日本銀行に対し、報告または検査の結果に基づき、業務に関し監督上必要な命令をできるものとする。

第九 罰 則

本答申の諸条項の実効を期すため、所要の罰則を規定するものとする。

この「答申」で最も大きな問題は、日本銀行と政府の関係について、政府に指示権を認めたA案と議決延期請求権のみにとどめたB案とを併記した点であった。この点について付属「説明書」は「序説」の中で次のように述べている。⁽²⁾

政府と日本銀行との関係については、このような意見の相違があつたが、現在のわが国の政治・経済の情勢を前提とすれば、それもまたやむを得ないと認められたので、この問題については強いて一本の結論を出すことをせず、指示権説と議決延期権説とを併記することとした。

当初、中央銀行制度に関する金融制度調査会特別委員会の審議はほぼ1年間をめどに結論に達し、実際に法律改正を行うのは昭和35年春ごろの予定と考えられていたようである。⁽³⁾しかし実際には、同年秋になってようやく「答申」が行われるという状況であった。しかもこの「答申」は制度改革のポイントである政府と日本銀行の関係について、明確な結論を出すことができず、結局「日本銀行法」の改正は見送られてしまった。

「答申」に対する反響

この「答申」内容の大綱は、政府と日本銀行との関係について二本建ての答申とすることを含めて、すでに昭和35年3月31日に前述の「日本銀行制度に関する答申要綱案」が固まった段階で予想されていたことであり、事実その直後から、多くの新聞が社説でこの「答申要綱案」をとり上げた。まず昭和35年4月1日付『日本経済新聞』社説は、上述の二本建て答申について「調査会にはトコトンまで議論して意見をまとめようという熱意が不足していたのではないか。審議経過、および日銀の中立性に関する併記答申という内容からいって、結局安易な道を選んだといわれても仕方があるまい」と強い不満を述べた。また翌4月2日付の『産業経済新聞』社説も、調査会の委員が二派に分かれて、結局「調整をとることが出来なかつたのは、遺憾としなければならない」としたが、同時に「一種の冷却期間をおくことで、調査会をこじらした対立的主張が融和し理性と現実に即応した結論が生まれるなら、それも結構だろう」と述べて、金融制度調査会を強く非難するような態度ではなかった。

また正式に「答申」が行われた後の昭和35年9月22日付『朝日新聞』は、二本建て答申もまたやむなしとするとともに、金融制度調査会の審議そのものが、これによって無意味になったものではないと、かなり好意的な社説を掲げた。すなわち二本建て答申となった背景に関し、「委員会の内部のみならず、外部においても強い意見の対立が見られるのは、経済情勢そのものが金融正常化の過程にあって、まだ落ち着いていない事態を反映している」からであるとし、したがって、二本建て答申も「やむをえないところといえよう」と述べている。そして、この「答申がすぐに立法化されないとしても、長時日の審議を通じて明らかにされた多くの問題点については、日銀はもちろん大蔵省も深く反省して、改め得るものは直ちに改めて行くことが望ましい。事実、最近の動きを見ても、短期の金融調整について日銀が弾力的な政策をとるようになって来たし、大蔵省はこれに対して日銀の自主性を尊重するという態度を示している。これは結構なことであり、ますますこの方向に沿って、制度の運用を是正し、問題が解決されて行くことを期待したい」と中央銀行制度審議の意義を高く評価した。

以上のように「答申」に対する評価はいろいろであった。前述の『日本経済新聞』社説にもみられるように、金融制度調査会が対立する意見を調整しえなかつたことは、新しい「日本銀行法」の誕生を期待した者に大きな失望を与えた。そもそも金融制度調査会の中央銀行制度審議は、昭和17年制定の戦時色の濃い「日本銀行法」を戦後の新しい時代に即応しうるものに改めようという意図のもとに始まったものであるから、それは当然であった。しかし同時に長期間にわたる関係者の熱心な研究・討議が何ものも生み出さなかったと考えるのも行き過ぎであろう。この点は前述の『朝日新聞』社説が指摘するところであった。とくにこの問題が単に金融制度調査会内だけでなく、学界、ジャーナリズムをはじめ多方面で論議されたことは、金融政策・中央銀行の在り方に対する国民的な関心の高まりを示すものとして注目すべきものであった。

金融制度調査会の答申は、「日本銀行法」の改正という形では結実せず、また答申内容も本行にとって満足すべきものではなかったが、同調査会において答申までの約3年間にわたり中央銀行制度の在り方につき徹底的な審議が行われたこと

は、本行にとってまことに意義の大きなものがあった。本行はこの審議にそなえて、内外の中央銀行制度につき改めて歴史的・理論的な研究・調査を行い、これらを土台にしてわが国における中央銀行の在り方に関し制度全般にわたる統一的な見解を固め、これを公表したが、こうした公表は本行にとり初めてのことであった。これらの作業過程を通じて行内では中央銀行の使命に関する自覚が一段と深められたが、さらに公表した本行の見解が各方面でそれぞれどのような受取り方をされたかを知り、また反対意見に対し調査会の席上で論戦を交えたことは、本行にとって貴重な体験となった。以上のような意味において、「答申」に具象化された金融制度調査会における中央銀行制度に関する審議の全過程は、本行の将来に対し大きな財産を残したものということができよう。

- (1) 前掲『中央銀行制度——金融制度調査会答申及び関係資料——』所収、11~16ページ。
- (2) 同上、20ページ。
- (3) 日本銀行保有資料。